

## 葛飾区公共工事の中間前金払取扱要綱

平成 21 年 3 月 31 日

20 葛総契第 329 号区長決裁

改正 平成 24 年 6 月 28 日 24 葛総契第 206 号

令和 5 年 3 月 17 日 4 葛総契第 861 号

令和 6 年 3 月 6 日 5 葛総契第 837 号

令和 6 年 9 月 30 日 6 葛総契第 470 号

### (通則)

第 1 条 葛飾区契約事務規則（昭和 39 年葛飾区規則第 7 号。以下「規則」という。）第 51 条の 2 の規定に基づき行う中間前金払に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (中間前金払の対象)

第 2 条 規則第 51 条の 2 第 1 項に規定する中間前金払の対象は、葛飾区（以下「区」という。）が発注する土木工事、建築工事及び設備工事（以下「工事」という。）のうち、規則第 51 条第 1 項の規定により前金払を行ったものとする。ただし、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条第 3 項の規定により中間前金払をすることができるものに限る。

### (中間前金払の率)

第 3 条 規則第 51 条の 2 第 1 項に規定する中間前金払の率は、契約金額の 2 割とする。

### 第 4 条 削除

### (中間前金払の制限)

第 5 条 第 2 条の規定により中間前金払の対象とされる工事であっても、規則第 52 条の規定により部分払を行うものについては、中間前払金を支払わない。  
2 前項に定める場合のほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

### (中間前払金の端数整理)

第 6 条 中間前払金に 10 万円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象及び率等の明示)

第7条 中間前金払の対象とされる工事及び中間前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

(中間前金払に関する特約事項)

第8条 中間前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前金払に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 中間前払金の用途制限に関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前金払に係る認定)

第9条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 工事主管課長（葛飾区工事施行規程（昭和55年訓令甲第14号）第2条第1項に規定する「工事主管課長」をいう。以下同じ。）は、前項各号に掲げる要件を満たしていることについて、契約の相手方から認定請求書（別記第1号様式）による請求があった場合は、直ちに調査を行わなければならない。
- 3 工事主管課長は、前項の調査の結果が妥当と認めるときは、認定調書（別記第2号様式）を作成し、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

第10条 中間前払金の請求は、前条による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させた上で行わせるものとする。

- 2 契約の相手方は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、区が認めた措置を講ずることができる。この場合において、区は、契約の相

手方から当該保証証書が提出されたものとみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に定めることができる。
- 4 中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還)

第11条 規則第51条の2第2項の規定により準用する規則第51条第2項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3条に規定する率等を適用して算出した中間前払金額(10万円未満の端数金額は、切り捨てる。)と既に支払済の中間前払金額との差額とする。

## 2 削除

- 3 規則第51条の2第2項の規定により準用する規則第51条第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以降、次条の規定により、保証契約変更後の保証証書を区に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 4 契約の相手方は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、区が認めた措置を講ずることができる。この場合において、区は、契約の相手方から当該保証証書が提出されたものとみなす。
- 5 規則第51条の2第2項の規定により準用する規則第51条第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に財務省告示(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示)で定められた率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数金額があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。
- 6 規則第51条の2第2項の規定により準用する規則第51条第2項に規定する場合において、当該工事の契約変更の日から履行期限までの日数が30日未満のとき、その他区長が必要がないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第12条 規則51条の2第2項の規定により中間前払金を追加払しようとするときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

- 2 既定の工期が延長された場合、区が保証契約を変更させる必要がないと認めるときを除き、前項と同様とする。
- 3 規則第 51 条の 2 第 2 項の規定により中間前払金を返還させる場合及び既定の工期が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。
- 4 契約の相手方は、第 1 項及び第 3 項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、区が認めた措置を講ずることができる。この場合において、区は、契約の相手方から当該保証証書が提出されたものとみなす。

(中間前払金の使途制限)

第 13 条 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

- 第 14 条 規則第 51 条の 2 第 2 項の規定により準用する規則第 51 条第 3 項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。
- 2 規則第 51 条の 2 第 2 項において準用される規則第 51 条第 3 項第 1 号又は第 3 号の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に財務省告示（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示）で定められた率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数金額があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。
  - 3 規則第 51 条の 2 第 2 項において準用される規則第 51 条第 3 項第 2 号の規定により中間前払金を返還させる場合には、区長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に財務省告示（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示）で定められた率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数金額があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

(2 年度以上にわたる工事の中間前金払)

第 15 条 2 年度以上にわたる工事であっても、中間前金払の率は、第 3 条で規定する率とする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支

払済額として整理するものとする。

- 2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越しされる工事に係る中間前払金についても準用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第16条 債務負担行為を伴う工事であるため、第5条第2項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

付 則 (平成21年3月31日20葛総契第329号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に締結される工事請負契約について適用する。

付 則 (平成24年6月28日24葛総契第206号)

この要綱は、平成24年7月1日から施行し、同日以降に締結される工事請負契約について適用する。

付 則 (令和5年3月17日4葛総契第861号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月6日5葛総契第837号)

付 則 (令和6年9月30日6葛総契第470号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の葛飾区公共工事の中間前金払取扱要綱は、令和6年10月1日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

# 認 定 請 求 書

年 月 日

葛 飾 区 長

所 在 地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_

下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

## 記

契約番号	
工事件名	
履行場所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	
摘 要	

## 認 定 調 書

契約番号	
工事件名	
履行場所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	
摘 要	

上記の工事についてその進捗状況を確認したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定します。

年 月 日

所属長

氏 名